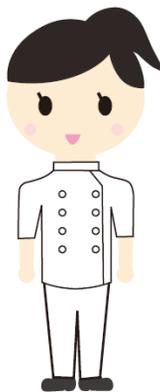
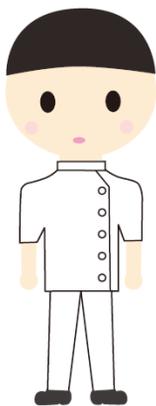




改訂案
(昨年からの変更点は赤字)

ひとりひとりが 幸せな社会のために

男女共同参画社会の実現を目指して 平成28年版データ



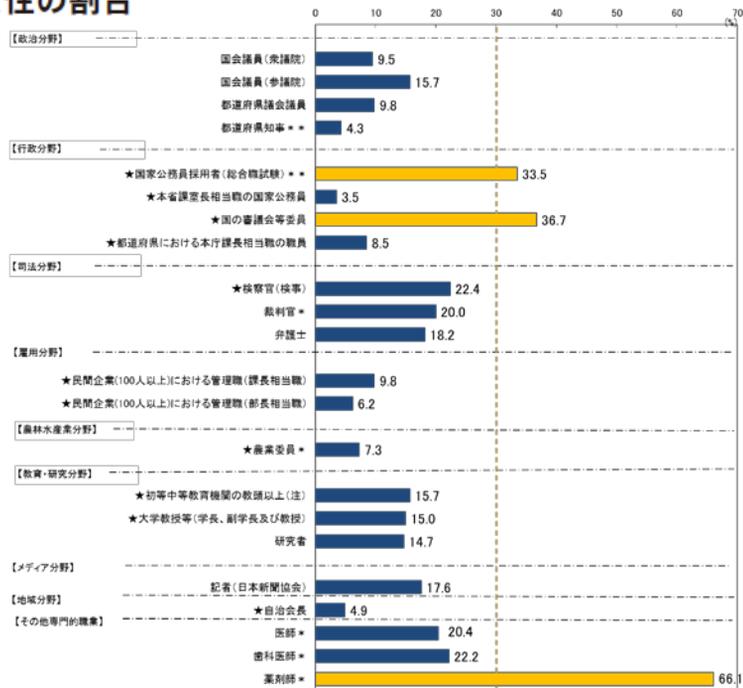
1 各分野における『指導的地位』に占める女性の割合

社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位（※）に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定し、取組を進めています。

（※）「指導的地位」の定義：

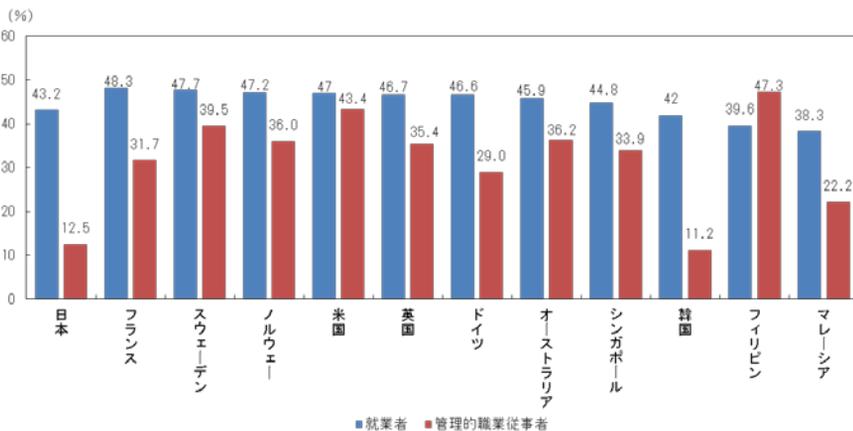
- ① 議会議員
- ② 法人・団体等における課長相当職以上の者
- ③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

（備考）
1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成27年12月）より一部情報を更新。
2. 原則として平成27年値。ただし、*は26年値。* *は28年値。（注）は速報値。
なお、*印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。



2 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見て低い水準にとどまっています。



（備考）
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年)、ILO「ILOSTAT」より作成。
2. 日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー及び英国は2015(平成27)年、米国は2013(平成25)年、その他の国は2014(平成26)年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

3 GGI (ジェンダー・ギャップ指数)

GGIはスイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ（※）から構成された男女格差を測る指数です。

我が国は、145か国中101位（前回（平成26年）は142か国中104位）で、依然として政治・経済分野の値が低い状況です。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.881
2	ノルウェー	0.85
3	フィンランド	0.85
4	スウェーデン	0.823
5	アイルランド	0.807
6	ルワンダ	0.794
7	フィリピン	0.79
8	スイス	0.785
...
101	日本	0.67

分野	順位	値
経済	106位	0.611
教育	84位	0.988
保健	42位	0.979
政治	104位	0.103

分野ごとの順位(日本)

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2015」より作成。
（※）各分野のデータ
○経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の同索性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
○教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
○保健分野：新生児の男女比率、健康寿命
○政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

就業の分野における男女共同参画

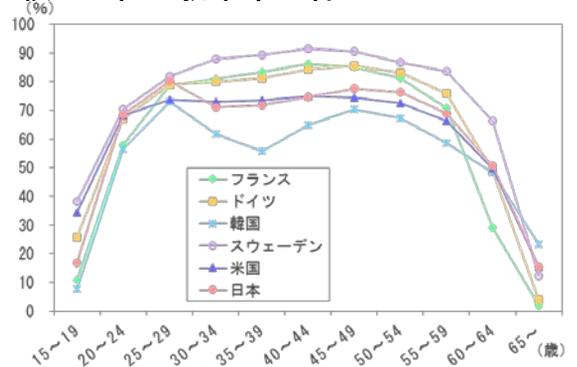
1 M字カーブ～女性の年齢階級別労働力率の国際比較と女性の就業希望者

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、韓国同様にいわゆる「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

また平成27年には女性の非労働人口のうち301万人が就業を希望しており、それが実現すれば労働力率の上昇につながります。

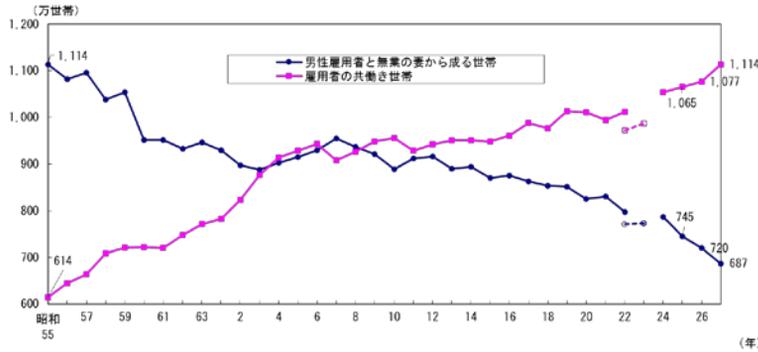
(備考)

- 1 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
- 2 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
- 3 日本、フランス、韓国及び米国は平成27(2015)年、その他の国は平成26(2014)年の数値



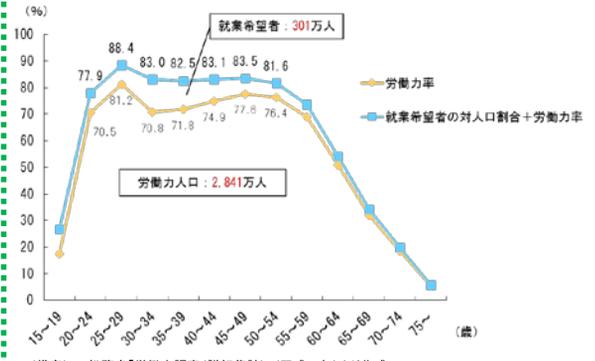
2 共働き世帯数の推移

昭和55年以降、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。



- (備考)
1. 昭和55年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
 4. 平成22年及び23年の数値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

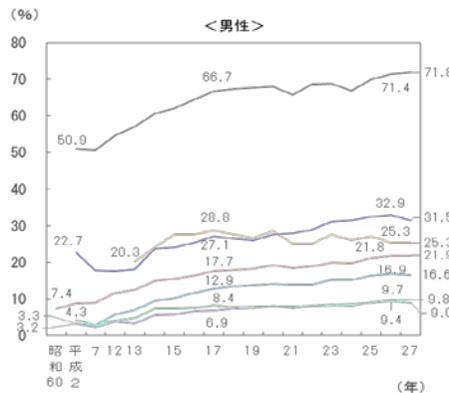
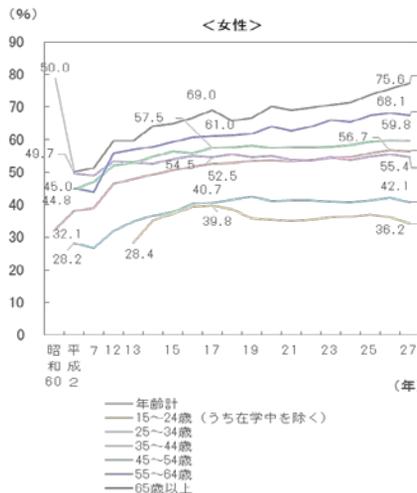
女性の就業希望者



- (備考)
1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成27年)より作成。
 2. $\text{労働力率} + \text{就業希望者の対人口割合} = \frac{(\text{労働力人口} + \text{就業希望者})}{15歳以上人口} \times 100$ 。
 3. 「自営業主」には、内職者を含む。

3 非正規雇用比率の推移 (男女別、年齢階級別)

非正規雇用比率は男女とも上昇傾向にありますが、女性は平成27年には前年に比べてやや低下しました。女性の非正規雇用比率は56.3%、男性の場合は21.9%です(平成27年)。



(備考)

1. 昭和60年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. $\text{非正規雇用者の割合} = \frac{\text{非正規の職員・従業員}}{(\text{正規の職員・従業員} + \text{非正規の職員・従業員})} \times 100$ 。
3. 平成23年のデータは、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が推計した値を用いている。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

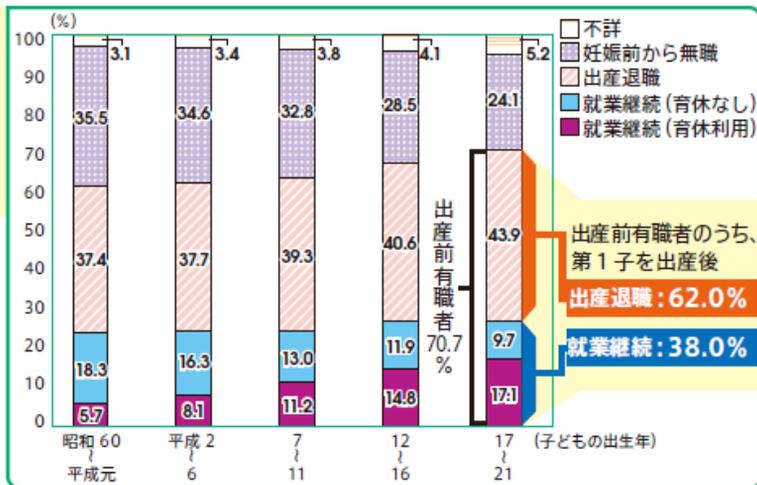
1 女性の就業継続をめぐる状況

子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にある一方で、第1子出産前有職者のうち約6割が第1子出産を機に離職する傾向が続いています。

備考

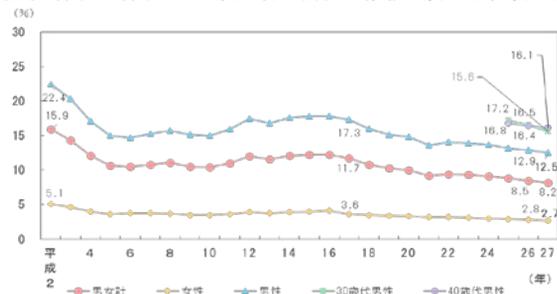
- 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
- 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
- 出産前後の就業経歴:
 就業継続(育児利用) ー 妊娠判明時就業ー育児休業取得ー子ども1歳時就業
 就業継続(育児なし) ー 妊娠判明時就業ー育児休業取得なしー子ども1歳時就業
 出産退職 ー 妊娠判明時就業ー子ども1歳時無職
 妊娠前から無職 ー 妊娠判明時無職ー子ども1歳時無職



2 子育て期にある男性の家事・育児時間

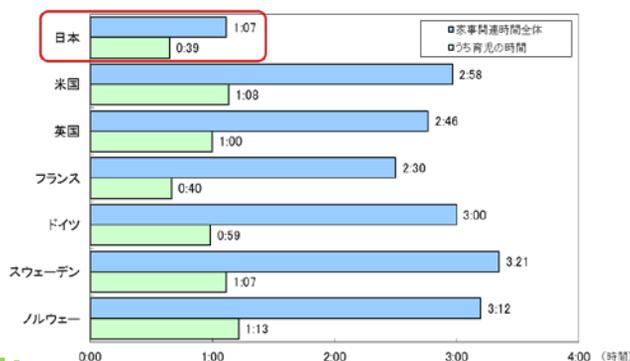
週間労働時間60時間以上の雇用者の割合は、男女とも減少傾向にあります。子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、それぞれ15.6%、16.1%となっています。一方、育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間程度であり、「平成32年までに2時間30分」※という目標とはまだ乖離があります。また、男性の育児休業取得率は2.3%(平成26年)と低く、「平成32年までに13パーセント」※の目標に向けた取組が進められています。※いずれも第4次男女共同参画基本計画における成果目標。

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移(男女計, 男女別)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合。
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

6歳未満児のいる夫の1日当たり家事・育児関連時間の国際比較

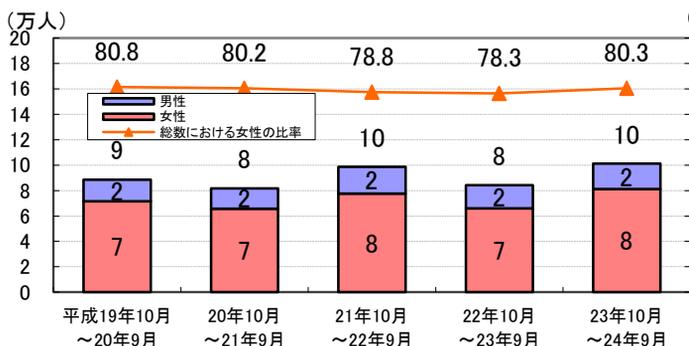


- (備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004).
 Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2014) 及び
 総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。

3 仕事と介護の両立

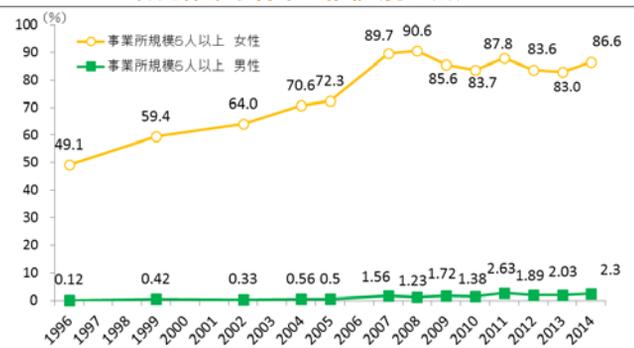
介護・看護を理由に離職・転職した人数

家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は、平成23年10月～平成24年9月の1年間に10万人を超えており、また男女別では女性の割合が全体の約8割(80.3%)を占めています。



- (備考) 1. 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。
 2. 複数回離職・転職した者については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の離職・転職については数値に反映されていない

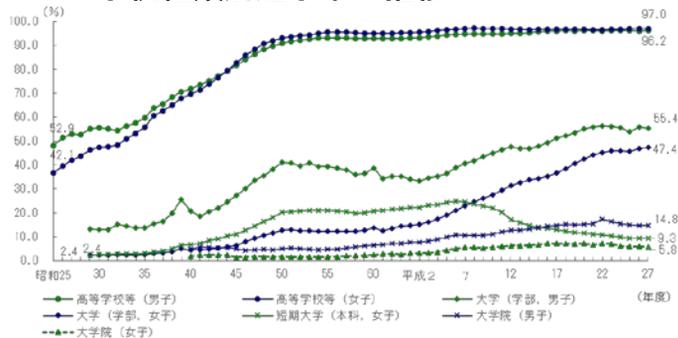
育児休業取得率の推移(男女別)



- (備考) 1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、2007年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。
 2. 数値は、調査前年度1年間(2011年度以降調査においては、調査開始前々々10月1日から翌年9月30日までの1年間に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の者を含む)の割合。
 3. 2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

教育・研究分野における男女共同参画

1 学校種類別進学率の推移

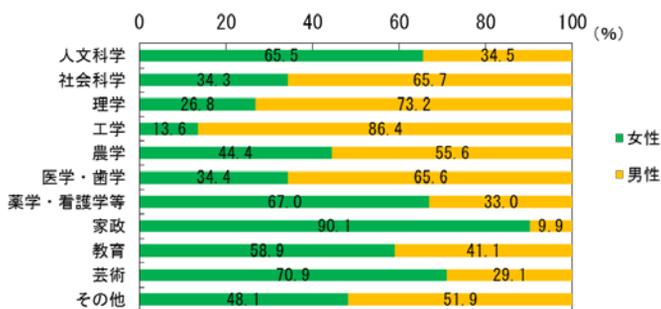


女性の大学（学部）進学率は**47.4%**であり、短期大学への進学とあわせると、高等教育機関への進学率は**56.6%**となっています。学部進学率は上昇傾向にありますが、他の先進国と比較すると未だ低水準にあります。

- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・副科、高等専門学校に入学した者の占める割合。ただし、進学率は、高等学校の通信課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 大学（学部）：短期大学（本科）と過年度卒業生を含む。大学学部：短期大学本科入学者数（過年度卒業生を含む）を3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で算した割合。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学院卒業生者のうち、さらに大学院に進学した者の割合（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学率は、大学院の通信制への進学者を含まない。

2 専攻分野別に見た学生（学部）の男女割合

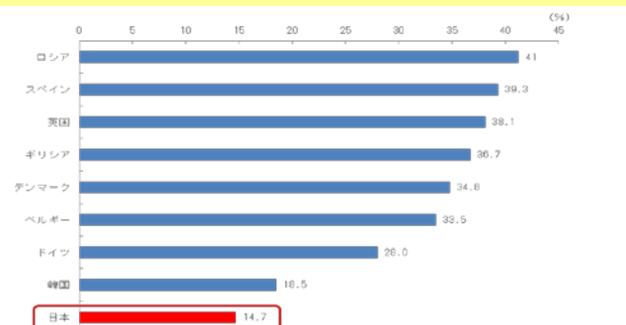
理学、工学分野における女子学生比率は少なく、専攻分野別に男女の偏りが見られます。



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。

3 研究者に占める女性割合の国際比較

我が国の女性研究者数は増加傾向にありますが、その割合は諸外国と比較すると、なお低い水準にあります。



- (備考) 1. 総務省「平成27年科学技術研究開発報告」、OECD「Main Science and Technology Indicators」より作成。
 2. 日本の数値は、2015（平成27）年3月31日現在の数値。韓国は2014（平成26）年、その他の国は2013（平成25）年値。推定値、暫定値を含む。

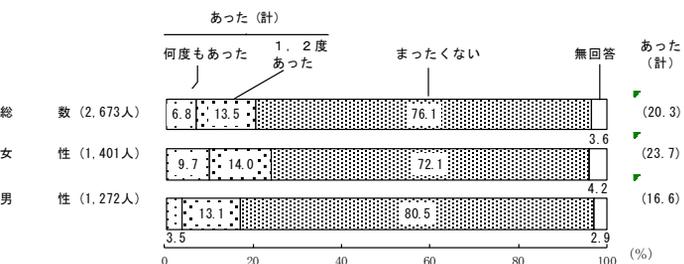
配偶者からの暴力

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から、これまでに「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という人は、女性では9.7%、男性では3.5%となっています。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、年々増加しています。



「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
 2. 身体的暴力: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた。
 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなど精神的な嫌がらせを受けた。あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 経済的圧迫: 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害された。
 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。見たくないポルノ映像等を見せられた。避妊に協力しない。

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



- (備考) 内閣府調べ。

DV相談ナビ

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号(0570-0-55210)から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。

発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

DV相談ナビ

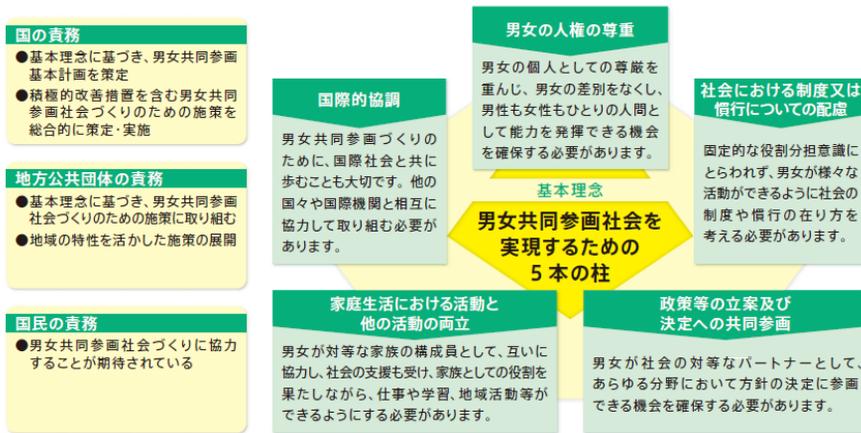
0570-0-55210

ひとりで悩んでいませんか？

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。



第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成27年12月25日に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

第4次基本計画では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

基本的な方針(目指すべき社会)

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行(注)等の変革を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。

施策の基本的方向と具体的な取組

I あらゆる分野における女性の活躍

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が平成27年8月28日に国会で成立しました。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- > 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- > 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- > 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

- > 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率等
- > 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- > 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

国際婦人年以降の国内外の動き

		国連の動き	日本の動き
	1975(昭和50)年	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
国連婦人の十年	1977(昭和52)年		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置
	1979(昭和54)年	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
	1980(昭和55)年	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	
		「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
	1981(昭和56)年		「国内行動計画後期重点目標」策定
	1984(昭和59)年		「国籍法」の改正
	1985(昭和60)年	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
	1986(昭和61)年		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催
	1987(昭和62)年		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定
	1990(平成2)年	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
	1991(平成3)年		「育児休業法」の公布
	1994(平成6)年		男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置
	1995(平成7)年	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)
	1996(平成8)年		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
	1997(平成9)年		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
	1999(平成11)年		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行
	2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定
	2001(平成13)年		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
	2002(平成14)年		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
	2003(平成15)年		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
	2004(平成16)年		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
	2005(平成17)年	国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
	2006(平成18)年		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
	2007(平成19)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	2008(平成20)年		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出
	2009(平成21)年		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議
	2010(平成22)年	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当省ネットワーク(GFPN)会合 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
	2011(平成23)年	UN Women正式発足	
	2012(平成24)年	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定
	2013(平成25)年		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行) 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。
	2014(平成26)年	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。 国際女性会議「WAW! Tokyo 2014」開催
	2015(平成27)年	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 Un Women日本事務所開設	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 国際女性会議「WAW! 2015」開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
	2016(平成28)年		女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義 (男女共同参画社会基本法第2条)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画に関する意識

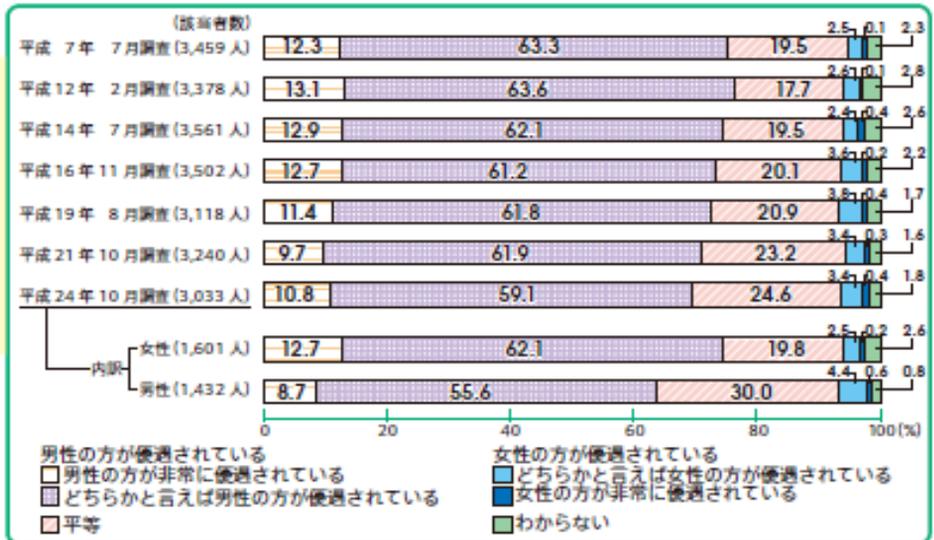
1 男女の地位の平等感

社会全体で見た場合、男女の地位について、69.8%が「男性の方が優遇されている」と考えています。

男女別にみると、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性よりも女性に多くなっています。

備考

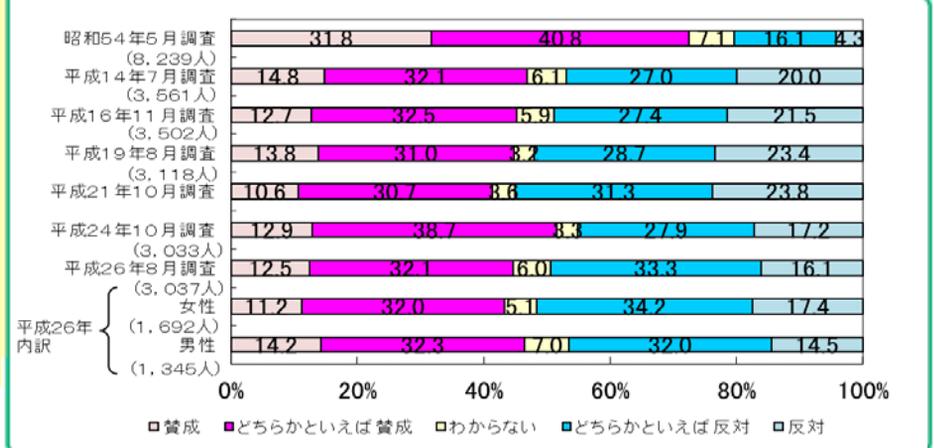
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月)より作成。



2 固定的な性別分担意識<夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである>

昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、平成16年調査で明確に反対(「反対」+「どちらかといえば反対」)が賛成を上回り、19年調査では反対が5割を超えました。

その後、24年調査では賛成が反対を上回りましたが、26年調査で再び反対が賛成を上回りました。



(備考)内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年8月)より作成



ワーク・ライフ・バランスのシンボルマーク



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

発行・編集

内閣府男女共同参画局
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL 03-6257-1356(直通)
FAX 03-3581-9566
URL <http://www.gender.go.jp/>



↑より詳しいデータを掲載した男女共同参画白書、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポートをご覧ください。